

議案第30号

二宮町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地域包括ケアを推進することに伴い、介護予防事業への参加者負担金を廃止するため、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 保険料（第4条—第12条）

第4章 利用料等（第13条・第14条）」を「第3章 保険料（第4条—第12条）」に、「第5章」を「第4章」に、「（第15条—第18条）」を「（第13条—第16条）」に、「第6章」を「第5章」に、「（第19条—第23条）」を「（第17条—第21条）」に改める。

第4章を削る。

第5章中第15条を第13条とし、第16条から第18条までを2条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

第6章中第19条を第17条とし、第20条から第23条までを2条ずつ繰り上げ、同章を第5章とする。

別表を削る。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



改正後	改正前											
<p>(規則への委任)  <u>第16条</u> (略)</p> <p>第5章 罰則</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(規則への委任)  <u>第18条</u> (略)</p> <p>第6章 罰則</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>											
	<p><u>別表 (第13条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 871 2130 1217"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 871 1630 940">利用料を徴収する事業</th> <th data-bbox="1632 871 2130 940">利用料 (1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 944 1630 1013">運動器の機能向上事業</td> <td data-bbox="1632 944 2130 1013">300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1018 1630 1086">栄養改善事業</td> <td data-bbox="1632 1018 2130 1086">500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1091 1630 1160">口腔機能の向上事業</td> <td data-bbox="1632 1091 2130 1160">200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1165 1630 1217">認知症予防事業</td> <td data-bbox="1632 1165 2130 1217">100円</td> </tr> </tbody> </table>		利用料を徴収する事業	利用料 (1回につき)	運動器の機能向上事業	300円	栄養改善事業	500円	口腔機能の向上事業	200円	認知症予防事業	100円
利用料を徴収する事業	利用料 (1回につき)											
運動器の機能向上事業	300円											
栄養改善事業	500円											
口腔機能の向上事業	200円											
認知症予防事業	100円											